

資料 1

(1) 相談支援の状況について

①基幹相談支援センターの委託

令和7年度より、基幹相談支援センターも含めた相談支援事業を「相談支援事業所のぞみ」に委託しています。

＜基幹相談支援センターの主な役割＞

地域全体の相談支援体制の強化、関係機関との連携強化、困難事例への対応、相談支援事業所への専門的指導・助言・人材育成、虐待防止など

②相談件数及び相談内容

(ア) 相談件数 (件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度(4月～12月)
新規(実件数)	103	97	107
再来(延件数)	1262	925	883
合計	1365	1022	990

(イ) 障害別相談件数 (重複あり) (件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度(4月～12月)	
① 身体障害	25	14	17	10.0%
② 重度心身障害	2	2	2	1.2%
③ 知的障害	30	25	30	17.6%
④ 精神障害	133	98	72	42.4%
⑤ 発達障害	55	45	42	24.7%
⑥ 高次脳機能障害	1	2	0	0%
⑦ その他	0	2	7	4.1%
合計	246	188	170	100.0%

(ウ) 支援方法別相談件数 (延件数) (件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度(4月～12月)	
① 訪問	94	49	55	5.6%
② 来所	47	56	42	4.3%
③ 同行	81	37	36	3.6%
④ 電話	405	294	304	30.7%
⑤ メール	0	0	0	0%
⑥ 個別支援会議	6	10	5	0.5%
⑦ 関係機関との連絡	732	576	535	54.0%
⑧ その他	0	0	13	1.3%
合計	1365	1022	990	100.0%

(エ) 相談内容別件数 (重複あり)

(件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (4月~12月)	
① 福祉サービスの利用等	1119	876	799	45.9%
② 障害や病状の理解	0	0	5	0.3%
③ 健康・医療	20	7	4	0.2%
④ 不安の解消・情緒安定	263	198	258	14.9%
⑤ 保育・教育	1	0	3	0.2%
⑥ 家族関係・人間関係	0	0	8	0.5%
⑦ 家計・経済	50	18	50	2.9%
⑧ 生活技術	10	0	13	0.7%
⑨ 就労	14	2	5	0.3%
⑩ 社会参加・余暇活動	1	2	0	0%
⑪ 権利擁護	4	3	0	0%
⑫ その他	532	407	593	34.1%
合計	2014	1513	1738	100.0%

◆令和7年度における相談内容

① 福祉サービスの利用等	情報提供、施設見学同行、サービス利用開始に関する調整
② 障害や病状の理解	なし
③ 健康・医療	通院同行・受診相談(ひきこもり)、健康に関する助言、訪問看護の説明や紹介
④ 不安の解消・情緒安定	情緒の安定に関する支援、不安解消
⑤ 保育・教育	なし
⑥ 家族関係・人間関係	なし
⑦ 家計・経済	医療費助成についての相談、障害年金申請に関する相談、詐欺電話の相談・借金、借金返済に関する相談
⑧ 生活技術	なし
⑨ 就労	職場面接に向けての助言やアドバイス、ナカポツへの紹介
⑩ 社会参加・余暇活動	情報提供
⑪ 権利擁護	弁護士相談に同行、消費者センターに同行
⑫ その他	関係機関との連携、情報共有、カンファレンスへの参加 自宅への同行訪問、関係機関との同行訪問、知的障害者更生相談所巡回相談に同行

③地域生活支援拠点の対応実績（平成31年4月1日整備）

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。

主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、の4つを柱としています。

(ア) 相談件数（夜間・休日の相談件数は除く） (件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度（4月～12月）
実件数	23	30	18
延件数	156	124	82

(イ) 実件数の障害別内訳（実件数） (件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度（4月～12月）
① 身体障害	3	5	1
② 知的障害	3	6	8
③ 精神障害	11	15	9
④ 児童	6	4	0
合計	23	30	18

(ウ) 夜間・休日の相談延件数（相談件数には含まれていない） (件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度（4月～12月）
① 夜間	0	2	102
② 休日	0	0	14
合計	0	2	116

令和7年度からは報告様式を変更しており、時間外での対応件数。

(エ) 令和7年度における対応内容（予定を含む。）

① 困難事例への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との情報共有（訪問看護、医療機関、職業安定所、弁護士、消費生活センター） ・ 施設見学・個別支援会議への参加 ・ 法律相談同行 ・ サービス調整・通院同行・安否確認訪問 ・ ネット通販トラブル ・ 小学校での支援会議 ・ 職業安定所同行・借金問題 ・ 年金事務所同行・ひきこもり相談・短期入所調整
② 地域の相談支援体制強化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の相談支援事業者の人材育成や資質の向上のための取組 ・ 学校や企業、地域包括支援センター、関係機関との各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施
③ 地域移行・地域定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院訪問（退院調整）

着の取組	
④ 成年後見制度利用 支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護について社協に同行 ・ 成年後見制度の説明 ・ 山陽小野田市成年後見制度利用促進会議への出席
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児連絡会議への参加 ・ 発達障害児地域支援体制の協議 ・ 圏域相談支援事業所スキルアップ研修への参加

(オ) 緊急時短期入所利用実績 (件)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(4月~12月)
件数	1	3	3

(カ) 地域生活支援拠点整備事業における事前登録(令和元年度より開始)

家族の入院等緊急時に、障がいのある方へ医療や障害福祉サービスの調整を行うためには、状況把握が必要になります。

早急に調整を行うためには、障がいのある方がどのような支援が必要なのか、どのような医療を受けておられるのか、またどのようなことに気を付けていかなければならないか等の情報が必要となるため、同意をいただいた上で、事前に状況の登録を行うこととしています。

◆訪問対象者 ※下記のうち、障害福祉サービスを利用していない方

R6	精神障害者福祉手帳1級所持者のうち18歳以上65歳未満でかつ、独居又は同居家族70歳以上のみの方	10人
R7	身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由1, 2級の方のうち、18歳以上65歳未満の方で、独居又は同居家族70歳以上のみの方	6人

◆事前登録状況(令和7年12月末時点)

登録者14名

内訳:療育手帳所持者8名

身体障害者手帳所持者6名

◆訪問後の取組

原則として2年に1回、登録者に状況を確認し、登録情報の更新を行う。

(2) 自立支援協議会の地域課題への取組について

①定例会

(ア) 目的：地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

(イ) 開催日時：原則毎月第1木曜日 10:00～11:30

(ウ) 構成員：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所（障がい児・者通所施設、入所施設等）、社会福祉協議会、訪問看護事業所、障害者就業・生活支援センター、医療機関等

(エ) 令和7年度の内容・参加者数

開催日	内容	参加人数
4月3日	事務連絡、情報交換	25人
5月1日	研修「防災対策について～日常における災害への備え～」(総務課危機管理室)	27人
6月5日	研修「R6年度 精神保健福祉講座 復命」 意見交換	30人
7月3日	施設見学(子どもサポートひろば つむぎ)	11人
8月7日	研修「ふれあい相談室について」	26人
9月4日	事業所ごとの意見交換	23人
10月2日	施設紹介(障がい福祉サービス事業所ゆめの里 湯ノ峠)	23人
11月13日	研修「地域生活支援拠点について」 (相談支援事業所のぞみ)	31人
12月4日	研修「障害福祉サービスについて」、事例検討	17人
1月8日	権利擁護研修「障害福祉における意思決定支援とは」 (オフィスたんぽぽ 池本 恭子 様)	29人
2月5日	施設紹介(セルフ ジョブ・アソシエイト)	
3月5日	情報交換、次年度について	

※ZOOM と対面の2方式での開催。

②運営委員会

(ア) 目的：協議会の円滑な運営及び、施策の推進を行う

(イ) 開催頻度：3か月に1回

(ウ) 構成員：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、社会福祉協議会、障害者就業・生活支援センター、行政(障害福祉課)

(エ) 令和7年度参加者数

開催日	参加人数
6月5日	4人
9月4日	5人

12月4日	3人
3月5日	

◆ 令和7年度の定例会・運営委員会で報告された課題

課題	詳細・対応等
障害に対する理解の促進	<p>◆ 地域交流・地域参加が難しい</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、あいサポーター研修や理解促進・普及啓発研修・講演演を開催し、普及啓発を行う。 市は、障害者週間に展示を行い、普及啓発を行う。 権利擁護部会は、健康フェスタ等のイベントで障害の理解に関する展示を行い、普及啓発を行う。 FMスマイルウェ〜ヴでのPRを行う。
地域包括ケアシステム	<p>◆ 関係機関との連携をタイムリーに行うことが難しい</p> <p>◆ 児童の分野に特化した部会がなく、横のつながりを作りにくい。困難事例の対応や個別支援計画、家族支援など検討できていない</p> <p>◆ 緊急時の対応について、登録事業所を確保する取り組みが行えていない。</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、事例検討等の地域移行支援に関する研修を行い、各事業所が実施可能な支援についてイメージできるようにする。 市は、個々の支援体制を整える中でシステムを構築し、地域生活支援拠点の機能強化を行う。 支援者は、児童や高齢者に関する機関、医療機関等の関係機関と連携し、ケースに応じた支援やその体制を整えるため、研修等で他機関と顔の見える関係づくりを行う。 緊急時の対応のできる事業所の登録に向けて説明を行う
成年後見・権利擁護・意思決定支援	<p>◆ 意思決定支援についての理解を深める必要がある</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、成年後見制度・権利擁護に関するチラシを窓口に常置し、普及啓発・周知を図る。 市は、支援者が制度を正しく理解し、必要な方に正しく伝えることができるように事例報告や研修を開催する。
防災	<p>◆ 防災意識を高めることが難しい</p> <p>◆ 障害に特化したものや、医療依存度の高い人の災害対策についての防災知識を深める必要がある</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、避難する場所や避難するタイミングをあらかじめ支援者や家族と日ごろから話合う必要性について周知する。 市は、障害者が避難場所でも意思疎通ができるツールとしてヘルプカードについて周知を行う。 市は、内服薬など必ず必要なものはすぐに持ち出すことができるよう準備する等防災に備えた準備について周知する。

障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童通所施設（特に放課後等デイサービス）が不足（施設・人材不足）しており、新規利用のニーズに応えられていない ◆ 共同生活支援の建物の老朽化、利用者・職員の高齢化が進行している。 <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の高齢化については、高齢福祉部門と連携をとり、スムーズな介護保険サービスへの移行支援等を行う。
就労	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就労継続支援B型利用者の多くが一般就労に向けてのステップアップを考えていない。 ◆ 就労事業所の横のつながりが弱く、連携して企業や市民などへ就労事業所の周知を行っていく意識が弱い。 <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の思いを把握しつつ、生活の背景等もふまえて相談支援専門員と事業者が連携し支援する。 2 就労部会は、健康フェスタで障害の理解に関する展示を行い、普及啓発を行う。 3 就労部会は、事業所の横のつながりを意識し、企業や市民への就労事業所の周知を行う。 4 支援者は、状況に応じてサービスの内容を見直す等必要時サービスの調整を行う。

③専門部会：権利擁護部会

(ア) 目的：障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するために関係機関と連携し、ネットワークづくりと普及啓発を行う。

(イ) 構成員：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、光栄会障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、行政（障害福祉課）

(ウ) 令和7年度の内容・参加者数

◆令和7年度のテーマ「意思決定支援」

開催日	内容	参加人数
6月5日	部会の活動内容について	4人
9月4日	権利擁護研修について	5人
11月16日	SOS健康フェスタ	5人
12月3日～ 12月9日	障害者週間に併せて、厚狭地区複合施設で市内障害福祉サービス事業所利用（児）者の作品を展示 市役所ロビーでは厚狭地区複合施設の作品展示の画像をモニターで掲示。	15事業所
1月8日	権利擁護研修「障害福祉における意思決定支援とは」 (オフィスたんぽぽ 池本 恭子 様)	29人
2月21日	理解促進・普及啓発講座	
3月5日	来年度事業計画	人

④専門部会：就労部会（令和5年度～）

（ア）目的：各事業所が連携を深め、工賃向上等に向けて取り組み、障がいのある人の就労を支援することで、障がいのある方が働き続けることができる地域を目指す。

（イ）構成員：就労支援事業所、相談支援事業所、行政（障害福祉課）

（ウ）令和7年度の内容・参加者数

開催日	内容	参加人数
5月1日	令和7年度の活動、HP掲載の事業所情報について	10人
8月7日	企業向け事業所紹介パンフレットについて 情報共有・聞き取り	14人
11月7日	企業向け事業所紹介ちらし、SOS健康フェスタへの参加について	14人
11月16日	SOS健康フェスタにて事業所利用者が作成した作品の販売	4事業所
1月8日	企業向け事業所紹介ちらしの周知について	12人

(3) 日中サービス支援型共同生活援助事業に係る実施状況について

①関係規定

- (ア) 基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

基準省令第213条の10（協議の場の設置等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- (イ) 解釈通知：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

解釈通知 第15 4(3)④ 協議の場の設置等

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

②ソーシャルインクルーホーム山陽小野田郡の実施状況について

(ア) 事業評価シート

別紙1参照

(イ) 令和6年度自立支援協議会で出された意見

・特になし

(ウ) 地域連携推進会議への参加

今年度より毎年の開催が義務付けられ、令和7年11月20日に開催された。

参加者：自治会長、相談支援専門員、ご本人、家族、行政

内容：自己紹介、施設見学、会社概要、報告シートを用いて説明

(4) 第7期山陽小野田市障害福祉計画及び第3期山陽小野田市障害児福祉計画に係る評価等

障害福祉計画の中で、自立支援協議会に関する部分の抜粋しています。

① 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（計画 P40）

◆活動実績：保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

	令和6年度	令和7年度
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	1回	1回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	13人	人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	1回

- ・自立支援協議会（定例会及び運営委員会）で地域課題への取組を行っています。

本会議の役割

- ・自立支援協議会の地域課題への取組内容について評価

② 地域生活支援の充実（計画 P41）

◆実績

	令和6年度	令和7年度
地域生活支援拠点の設置個所数	1か所	1か所
コーディネーター配置人数	1名	1名
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数	1回	1回

- ・地域生活支援拠点を整備し、取組を行っています。（別紙3）

本会議の役割

- ・機能の充実を図るため、運用状況の検証及び検討

③ 福祉施設から一般就労への移行等（計画 P42）

- ・自立支援協議会専門部会（就労部会）において取組を進めています。

本会議の役割

- ・就労部会の取組の評価

④ 相談支援体制の充実・強化等（計画 P43）

- ・定例会において、相談支援事業所参画による事例の検討を行い、地域のサービス基盤を強化しています。

本会議の役割

- ・個別事例についての協議（別紙4参照）

山陽小野田市自立支援協議会委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

	所 属	役 職	氏 名
1	光栄会障害者就業・生活支援センター	所長	網広 孝明
2	山陽小野田精神保健家族会	副会長	池田 はるみ
3	宇部公共職業安定所	次長	岡村 弘明
4	指定障害福祉サービス事業所まつば園	就労指導員兼就労定着 支援員	小林 利恵
5	社会福祉法人神原苑	サービス管理責任者	佐々部 翔也
6	一般公募		杉山 るみ子
7	小野田心和園	地域移行推進室相談員	田中 彰
8	山口県宇部健康福祉センター	主査	鉄原 伴子
9	一般公募		中川 正治
10	山陽小野田市民生児童委員協議会	副会長	中村 尚子
11	山口大学大学院医学系研究科	講師	長谷 亮佑
12	山陽小野田医師会	理事	廣田 勝弘
13	小野田赤十字訪問看護ステーション	管理者	弘永 加奈枝
14	山陽小野田市学校教育課	課長	升谷 哲也
15	山陽小野田市障害者協議会	会長	宮川 力雄
16	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	会長	山下 聡之
17	相談支援事業所のぞみ	主任相談支援専門員	吉見 兆生
18	山陽小野田こども発達支援センター とことこ	施設長	吉水 多加志
19	山陽小野田市社会福祉協議会	地域生活支援センター長	若松 勇輔

(五十音順、敬称略) 令和7年4月1日現在

山陽小野田市自立支援協議会規則

平成21年9月25日規則第44号
最終改正 平成31年4月1日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、山陽小野田市に居住する障害者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービスについての総合的な調整・連携の下、障害者が地域で安心して生活できるよう支援するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (4) 障害者や家族・地域社会との関係構築に関すること。
- (5) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業所を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募により選出された市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(定例会)

第5条 地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

(運営委員会)

第6条 協議会に協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、市が相談支援事業を委託している相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の一般相談支援事業所又は同法第51条の20第1項の特定相談支援事業所をいう。）の相談支援専門員及び、障害福祉サービス事業所を代表する者をもって構成する

4 前項の規定にかかわらず、運営委員長が必要と認めるときは、協議会の委員を運営委員会に招集できる。

5 運営委員長は、運営委員の中から互選により定める。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて課題解決の目的及び期間を定めた専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会員は、運営委員会の中で問題解決に必要と認めた委員をもって構成する。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。